KAIZEN 啓源
www.kaizencpa.com
TRUST CAN ONLY BE EARNED

啓源会計士事務所株式会社
香港クントン巧明街111号富利広場21階2101-05室
電話： +852 2341 1444
メール： info@kaizencpa.com

中国深セン
深セン市羅湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海
上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京
北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北
台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール
セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク
ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

# 中国会社の法定代表者

## 1. 法定代表者とは

中国民法典により、法人の法定代表者とは、法律又は法人の定款の規定に従って法人を代表して民事活動に従事する責任者です。

法定代表者が法人の名義で従事した民事活動の結果は法人が負担します。法人の定款又は権力機構が法定代表者の代表権に対する制限は善意の第三者に対抗することができません。

法定代表者が職務の遂行により他人に損害を与えた場合、法人は民事責任を負います。法人は民事責任を負った後、法律又は法人定款に従い、過失のある法定代表者に補償を請求することができます。

## 2. 法定代表者の任職の要件

中国「会社法」により、会社の法定代表者は代表取締役（董事長）、執行取締役又は経理です。中国会社の法定代表者は 1 名の自然人でなければなりません。

## 3. 法定代表者の任職の拒否

中国「会社法」により、次の各項に該当する者は会社の取締役、監査役、高級管理職又は法定代表者を務めることができません。

(1) 民事行為能力が有しない、又は制限されている者

(2) 汚職、賄賂、財産の横領、財産の流用罪、もしくは社会主義市場経済秩序の破壊により刑に処せられ、その刑の執行を終わることがなくなった日から五年を経過しない者。又は、犯罪により政治権利の剥奪を受けることがなくなった日から五年を経過しない者。

(3) 破産手続開始の決定を受けた会社、企業の取締役又は工場長、経理であり、その会社、企業の破産に対して個人的な責任を負い、その会社、企業の破産手続を終わることがなくなった日から三年を経過しない者

(4) 違法により営業許可証を取り消され、停止命令を受けた会社、企業の法定代表者であり、且つ個人的な責任を負い、その取消し日から三年を経過しない者

(5) 巨大な債務を負い、且つ期限内に返済しない者

## 4. 法定代表者の兼任

法定代表者は会社の取締役又は経理を兼任することができますが、中国「会社法」で記載されている取締役、高級管理職の義務に関する規定に該当しなければなりません。従って、株主総会の同意を取得しない限り、1 人は同時に競合他社の法定代表者を務めることができません。

**啓源グループ**は経験豊富な専門チームを持ち、中国会社の書類準備・登録、各種許可・免許の申請、税務企画、会計監査サービスをご提供します。詳細については、当事務所の専門コンサルタントまでお問い合わせください。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

**メール**：info@kaizencpa.com

**固定電話**： +852 2341 1444

**携帯電話**： +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

**ライン・WhatsApp・Wechat**： +852 5616 4140

**公式ウェブサイト**：www.kaizencpa.com

**Skype**: kaizencpa